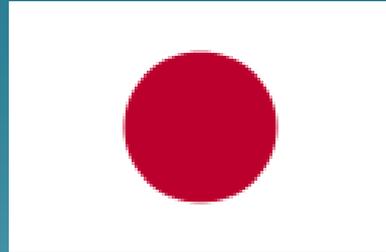


「日・フィリピン社会保障協定に関する説明会」
2018年7月10日(火)・11日(水)



日・フィリピン社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

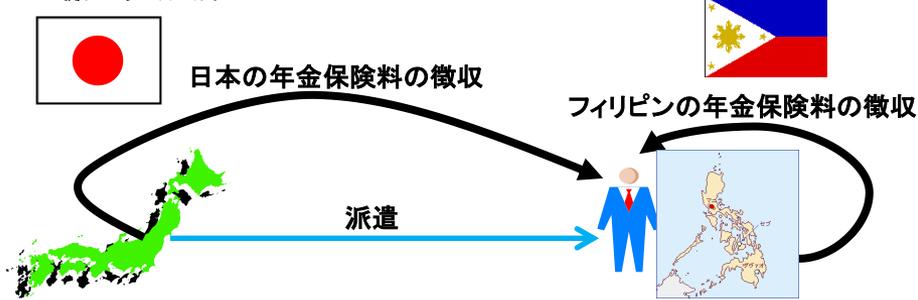
この説明会資料は、2018年7月1日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

社会保障協定とは

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

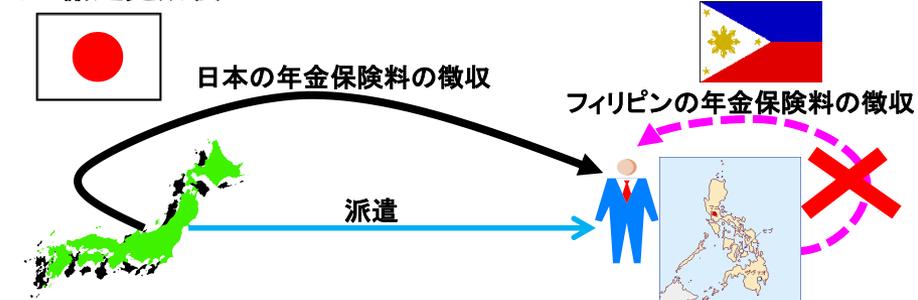
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料とフィリピンの年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

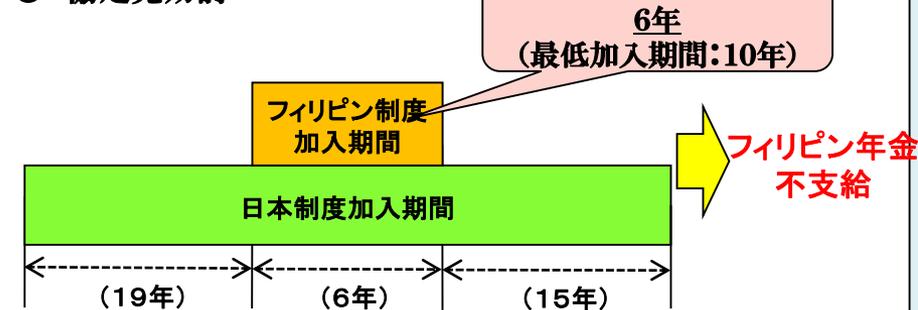
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、フィリピン制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

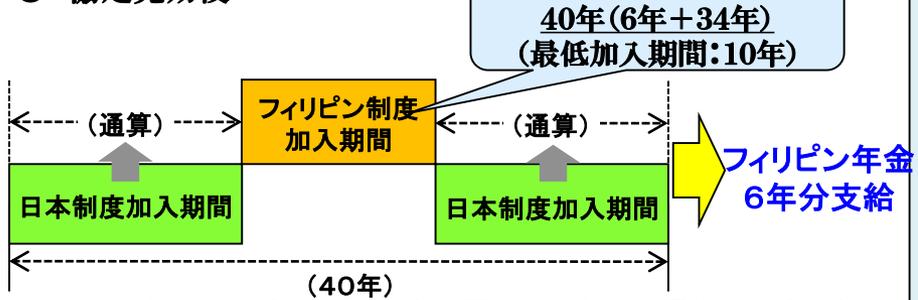
○ 協定発効前



⇒ フィリピン制度加入期間のみでは、フィリピン年金の最低加入期間を満たさないため、フィリピン年金は受給できない。

加入期間の通算

○ 協定発効後

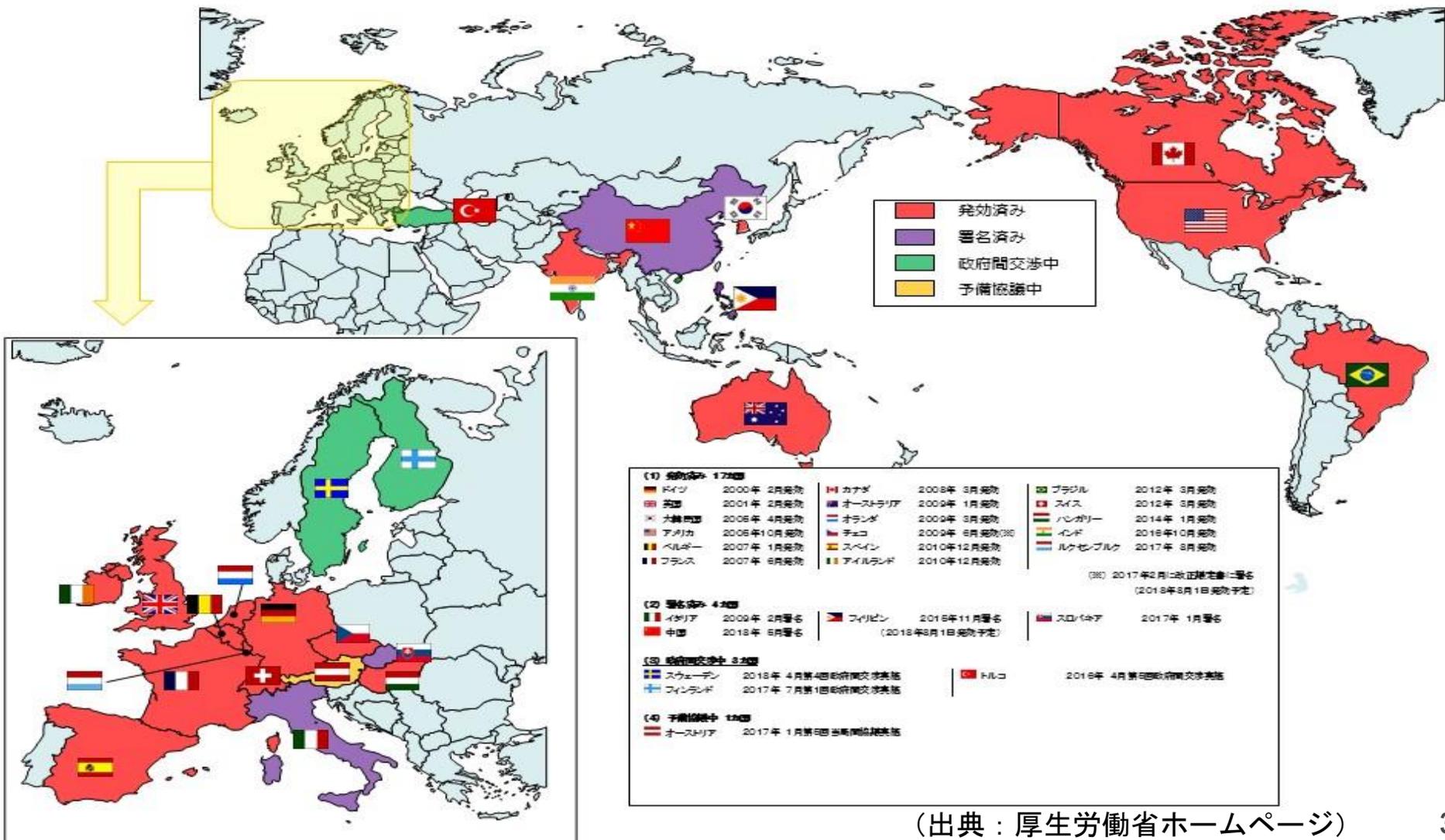


⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、フィリピン年金の最低加入期間を満たすため、フィリピン年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。

社会保障協定の締結状況(2018年5月25日現在)

社会保障協定の締結状況

2018年5月25日現在



(出典：厚生労働省ホームページ)

社会保障協定の締結状況（再掲）（2018年5月25日現在）

（1）発効済み 17カ国

 ドイツ	2000年 2月発効
 英国	2001年 2月発効
 大韓民国	2005年 4月発効
 アメリカ	2005年10月発効
 ベルギー	2007年 1月発効
 フランス	2007年 6月発効

 カナダ	2008年 3月発効
 オーストラリア	2009年 1月発効
 オランダ	2009年 3月発効
 チェコ	2009年 6月発効(※)
 スペイン	2010年12月発効
 アイルランド	2010年12月発効

 ブラジル	2012年 3月発効
 スイス	2012年 3月発効
 ハンガリー	2014年 1月発効
 インド	2016年10月発効
 ルクセンブルク	2017年 8月発効

(※) 2017年2月に改正議定書に署名
(2018年8月1日発効予定)

（2）署名済み 4カ国

 イタリア	2009年 2月署名
 中国	2018年 5月署名

 フィリピン	2015年11月署名 (2018年8月1日発効予定)
---	-------------------------------

 スロバキア	2017年 1月署名
---	------------

（3）政府間交渉中 3カ国

 スウェーデン	2018年 4月第4回政府間交渉実施
 フィンランド	2017年 7月第1回政府間交渉実施

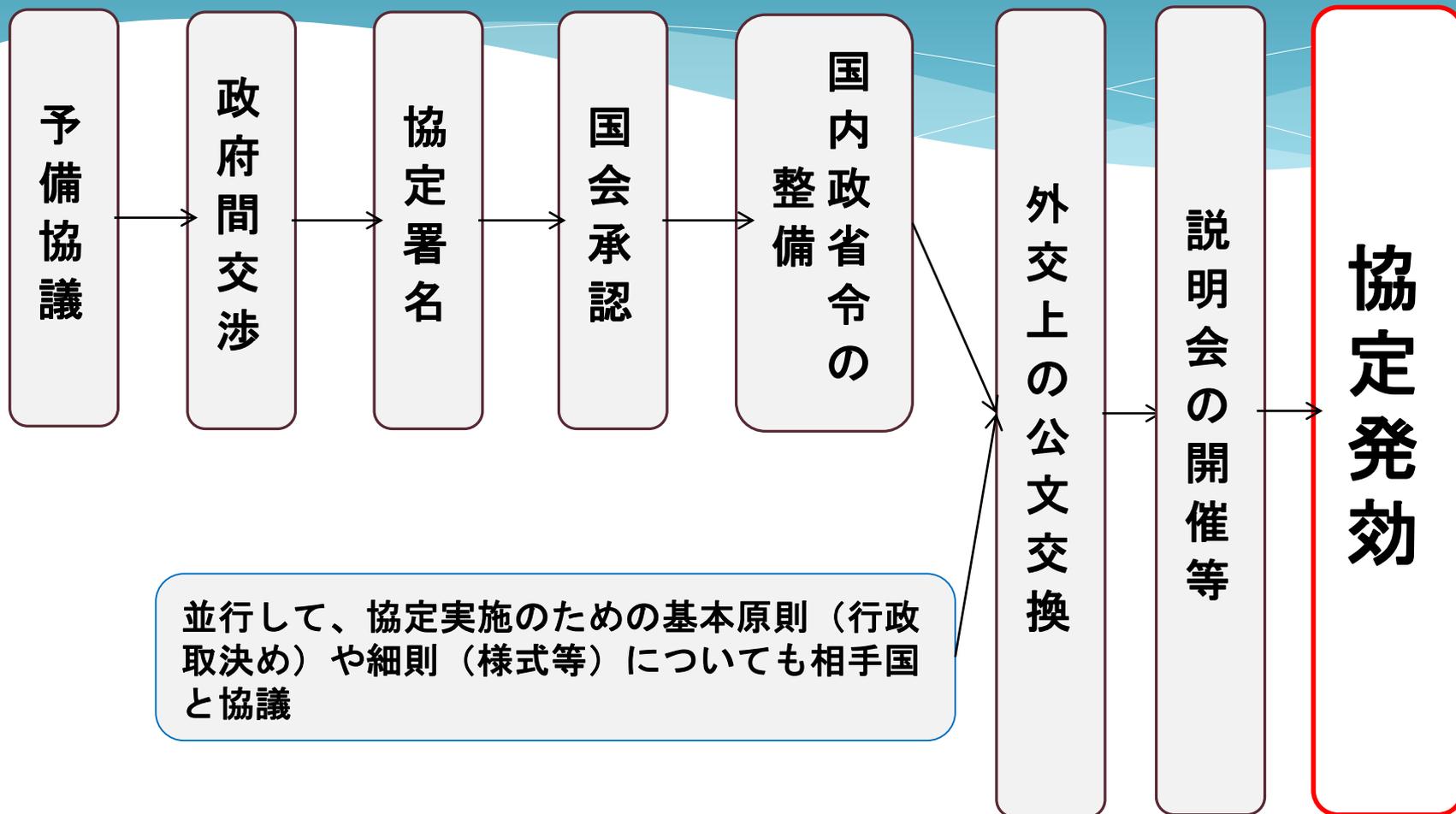
 トルコ	2016年 4月第5回政府間交渉実施
---	--------------------

（4）予備協議中 1カ国

 オーストリア	2017年 1月第5回当局間協議実施
---	--------------------

（出典：厚生労働省ホームページ）

(参考) 協議開始から発効までのプロセス



日フィリピン社会保障協定について

発効日

2018年8月1日

対象となる社会保障制度

両国の年金制度が対象となります。

◆ 日 本

国民年金・厚生年金保険

◆ フィリピン

社会保障機構（SSS）の退職，障害及び死亡に係る給付

公務員保険機構（GSIS）の退職，障害，死亡及び遺族に係る給付

日フィリピン社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

日フィリピン社会保障協定のポイント①

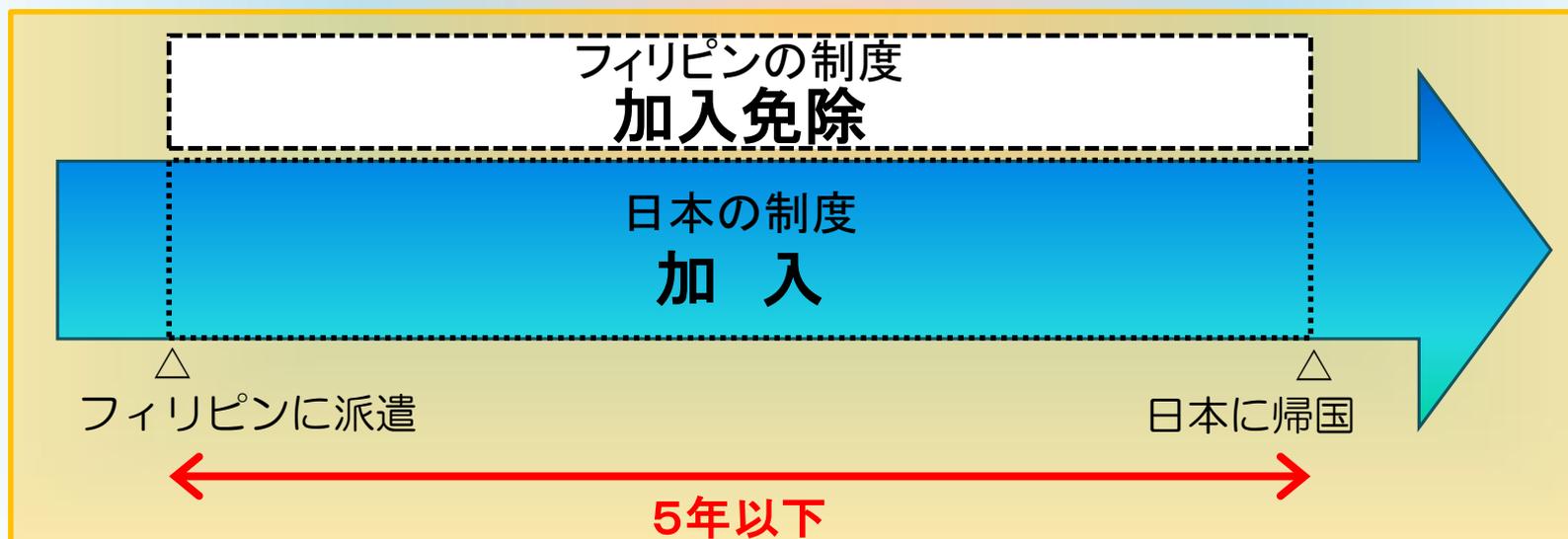
～二重負担の解消～

日フィリピン協定における適用調整のルール

＜他の社会保障協定と共通のルール＞

- 派遣先国の制度（日本からの派遣の場合にはフィリピンの制度）のみに加入することが**原則**となります。
 - **一定条件**（派遣期間が5年を超えない等）を満たす場合には**例外的に派遣元国の制度のみへの加入が可能**となります。

《5年を超えないと見込まれる派遣の場合》



日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整の対象となる派遣期間の延長

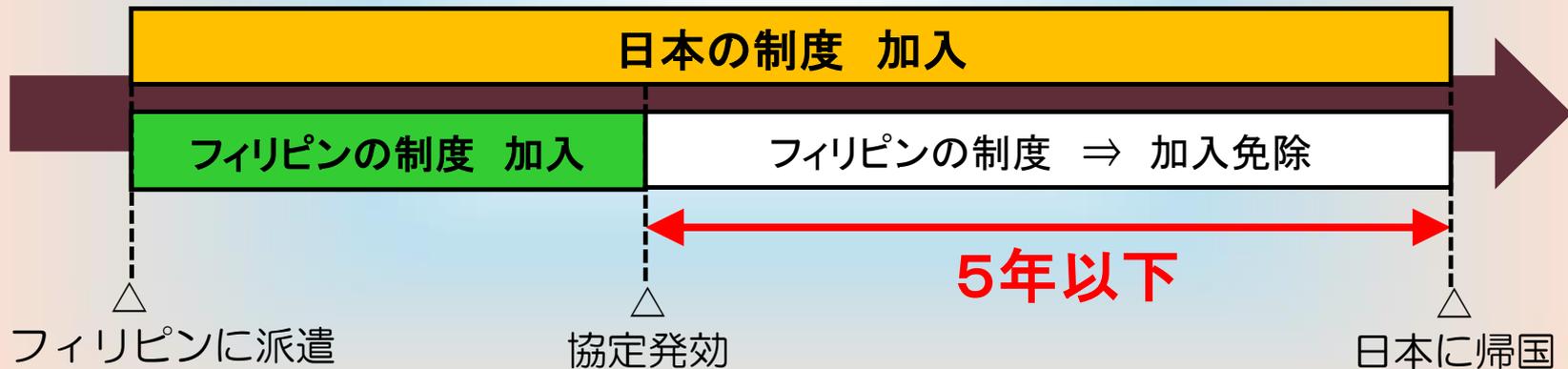
- 派遣期間を5年を超えて延長することは、予見できない特段の事情等がある場合に、両国間で協議し、合意した場合に認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている方々について

協定発効日の時点において、既にフィリピンに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣の期間が5年以下と見込まれる場合には、フィリピンの制度への加入が免除されます。



日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

随伴する配偶者・子

日本からフィリピンに派遣された被用者に随伴する配偶者については、日本の年金制度が引き続き適用されます。なお、フィリピンで就労しない限り、フィリピン制度の適用はありません。

※ フィリピンから日本に派遣された被用者が日本の制度の適用を免除されている場合、その者に随伴する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

(参考)厚生年金保険への任意加入

- 適用調整の例外事由に該当せず、協定により派遣者にフィリピン制度への加入義務が生じる(そのため日本の制度への加入義務が無くなる)場合でも、厚生年金保険の特例加入制度に加入することは可能です。
- この場合、フィリピン制度(強制)及び日本制度(任意)に加入することになり、日本制度からの給付額がその分増額されることとなります。

日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

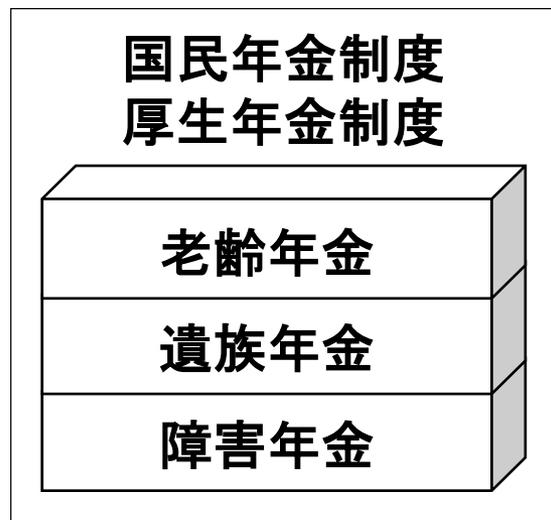
留意事項

フィリピンの年金制度において、強制加入が60歳未満の全ての被用者及び自営業者とされていることとの関係上、60歳以降に保険料を支払うことの要否又は可否についてご照会を頂くことがあります。フィリピンの社会保障機構(SSS)によれば、60歳以降も被用者又は自営業者として就労を継続する場合、その就労を終えるまで又は65歳までは保険料を支払うことは義務であり任意ではありません。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

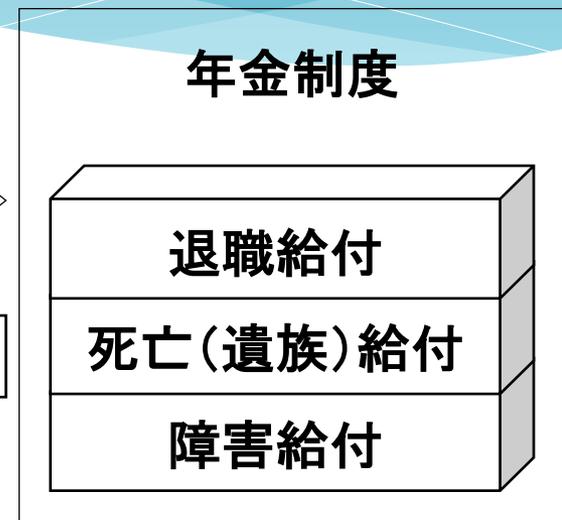
～保険期間の通算～

<日本の年金>



日本側実施機関が支給

<フィリピンの年金>



フィリピン側実施機関が支給



※年金はそれぞれの国のルールで計算され、支給されます。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

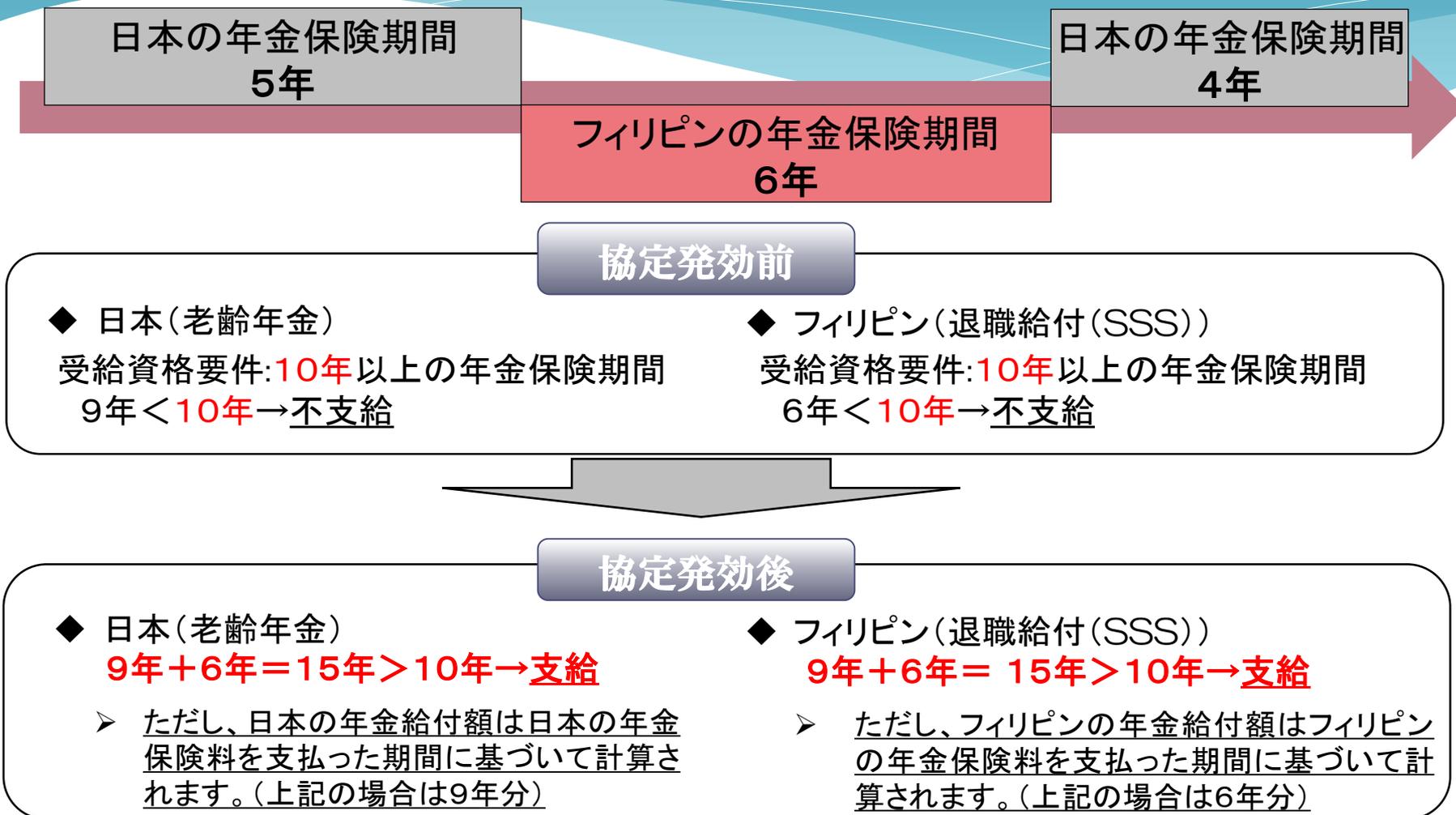
具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年の年金保険期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてフィリピンの年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ フィリピンにおける退職給付(SSS)では、現在、10年の年金保険期間が必要ですが、フィリピンの期間だけでは10年を満たさない場合、フィリピンの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。(ただし、フィリピンの保険期間が1年未満の場合は通算されませんので、ご注意ください。)

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

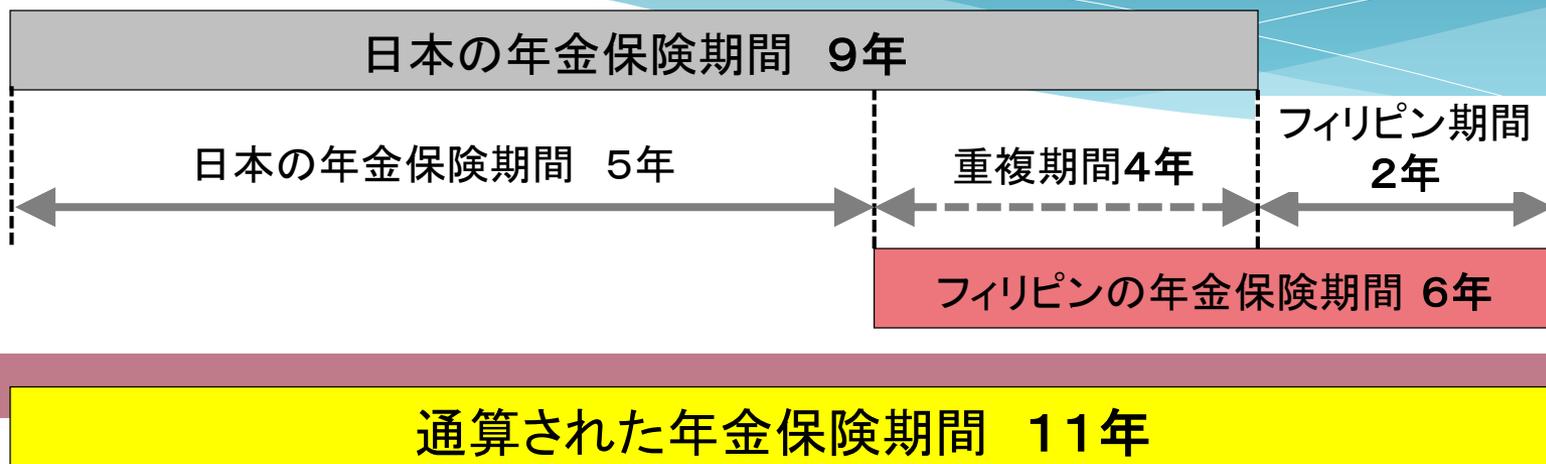
■ 老齢年金について(ケーススタディ)



日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

■ 重複する保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

※ フィリピンの年金保険期間と日本の年金保険期間を通算する場合において、重複する期間は算入できません。

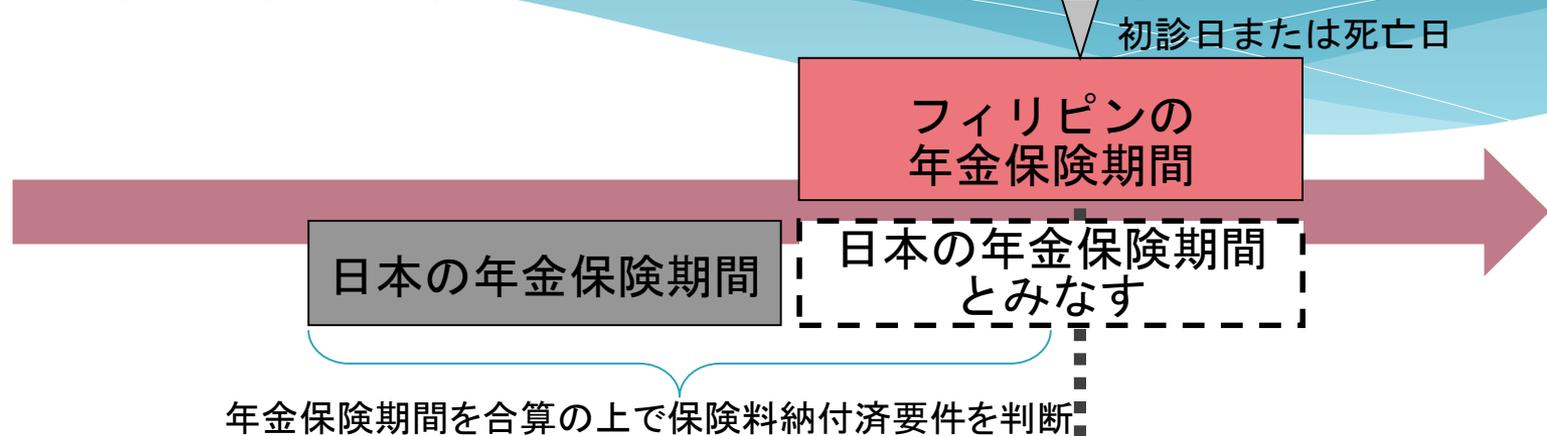
→ 上記の場合には、フィリピンの基準(10年)も満たし、日本の基準(10年)も満たすこととなります。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

■ 障害年金および遺族年金について

(* フィリピン年金加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件（初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等）を満たさない場合には、フィリピンの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日本の障害年金または遺族年金には「初診日または死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日または死亡日がフィリピンの年金制度に加入中である場合には、日本の年金制度に加入中であつたものとみなすこととなります。

日フィリピン社会保障協定の手続き －保険期間の通算－

フィリピン年金受給における留意点

- ・SSSから支払われる給付は、日本の銀行口座には直接支払われません。
- ・CTBC銀行が発行するAll-Day Access Cardというキャッシュカードを作成し、そのカードにより日本国内のATMにて日本円で引き出しを行うことが可能となります。（詳細はSSSにお尋ね下さい。）

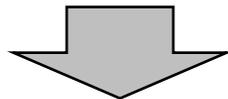
※GSISからのフィリピン給付の支払い方法については、ユニオン銀行またはランド銀行の預金口座からキャッシュカードにより日本国内のATMにて日本円で引き出しを行うことが可能です。（詳細はGSISにお尋ね下さい。）

日フィリピン社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、フィリピン年金の申請はフィリピンの年金担当窓口へ、行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、フィリピン年金の申請が可能となります。
- フィリピンの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。

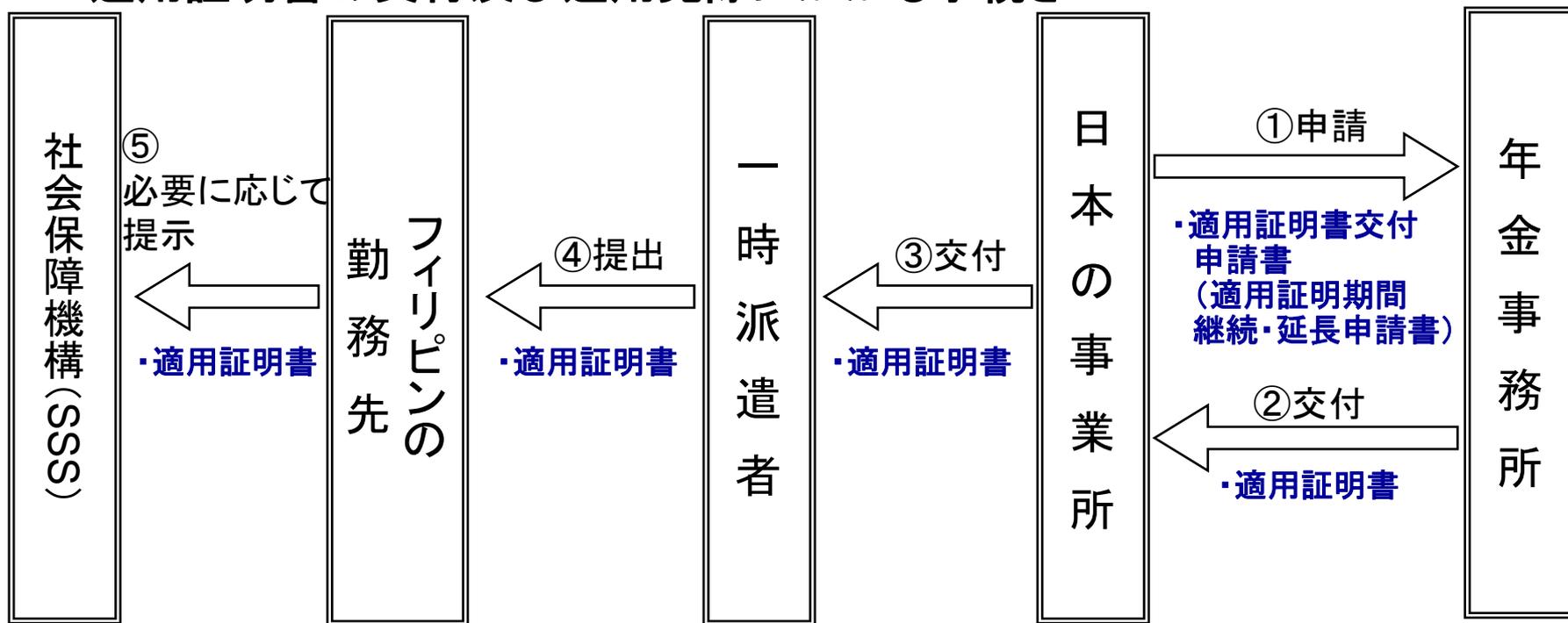
日本で申請が可能となるフィリピン年金は次のとおりです。

退職給付
障害給付
死亡(遺族)給付

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

フィリピン社会保障制度の適用免除を受けるには、原則的に派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

適用証明書交付申請書

※
日本年金機構
のホームページ
から入手可能

様式コード		事務センター長		事務センター長		グループ長		担当者		
2	2	4	3	0	1	8				
届書コード		事務センター長		事務センター長		グループ長		担当者		
2	4	3								

日・フィリピン社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

◎ ※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

① 事業所の記号	② 被保険者整理番号	③ 生年月日	④ 個人番号(または基礎年金番号)
		<input type="checkbox"/> 5. 昭和 <input type="checkbox"/> 7. 平成	
⑤ 被保険者氏名	⑥ 性別	⑦ 日本国における被保険者住所	
(フリガナ) ホンケン イチロウ	<input type="checkbox"/> 1. 男 <input type="checkbox"/> 2. 女	(フリガナ)	
⑧ 就労の形態			⑨ 協定相手国
<input type="checkbox"/> 1 0 0. 日本の事業所からフィリピン国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に就労するために派遣される (協定第7条1該当)			送信 ※ 1 0 0. 7条1該当 1 0 4. 9条該当
<input type="checkbox"/> 1 0 4. 上記以外でフィリピン国内の事業所で就労するが、フィリピンの年金制度が適用されることにより不利益を被る (協定第9条該当) * 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			
⑩ 就労の開始予定年月日	⑪ 就労の終了予定年月日		
(西暦)年 月 日	(西暦)年 月 日		
⑫ フィリピンにおける事業所の名称			
(アルファベットは大文字ブロック体で記入願います。)			
⑬ フィリピンにおける事業所の所在地			
(アルファベットは大文字ブロック体で記入願います。)			
⑭ 適用証明書要否	⑮ 被保険者氏名(ローマ字)		送信
※ 0. 要 1. 否	姓	名	
備考			

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地及び名称	〒	所在地	氏名等
(名称) (事業主氏名)			社会保険労務士監理 氏名等
(電話) ()-()-()			

平成 年 月 日提出

日・フィリピン社会保障協定の手続き～派遣期間の延長～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

一時派遣期間の延長の手続き

日本の事業主から年金事務所に対して
「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出
してください。

〔一時派遣期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間を延長して合計が5年を超えるようにすることは、予見できない特段の事情等がある場合に、両国間で協議し、合意した場合に認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① 日本側での手続き

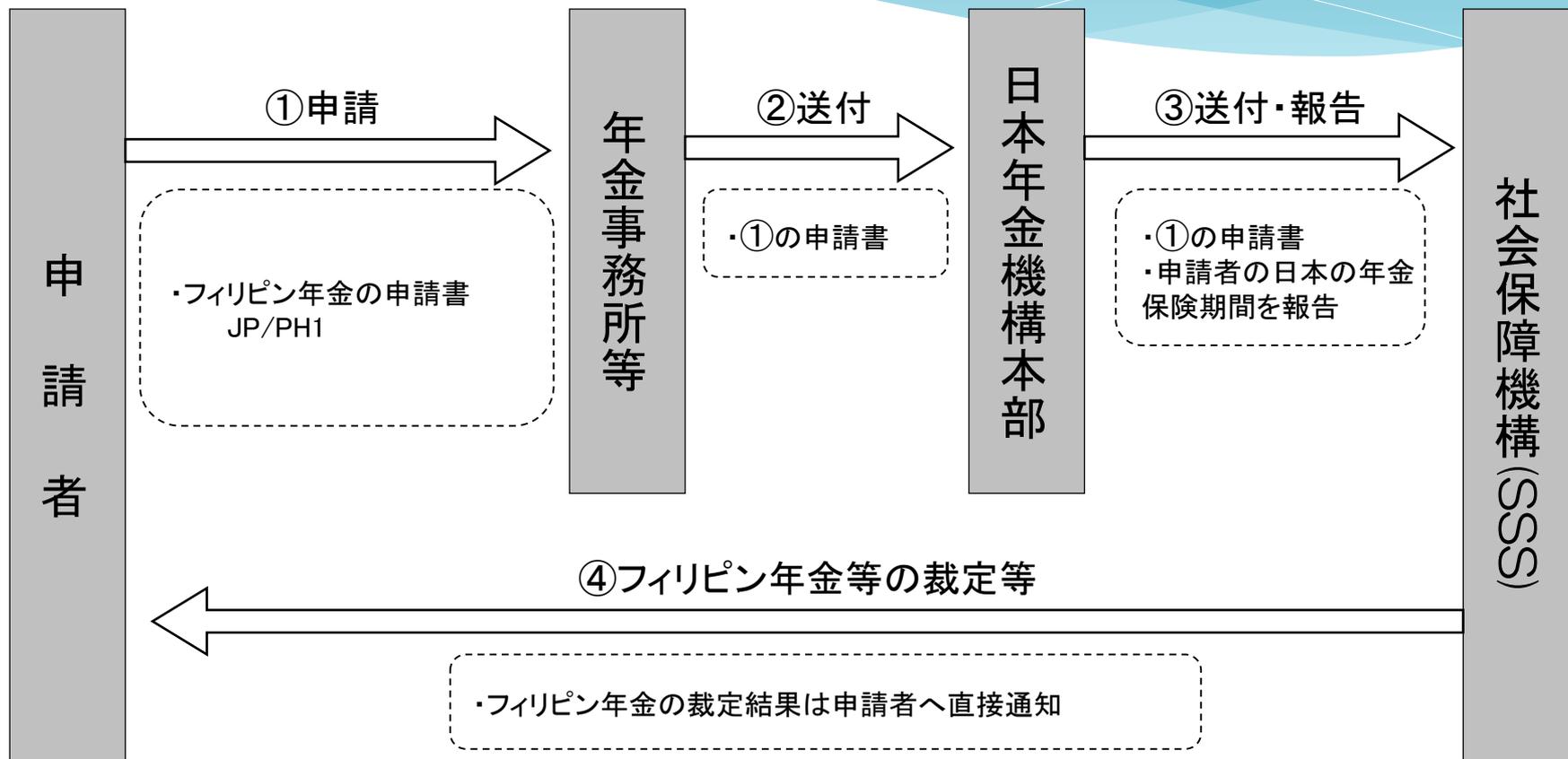
日本の事業主から年金事務所に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② フィリピン側での手続き

SSS(社会保障機構)に対してフィリピン制度からの脱退手続きを行って下さい。(その際には、求めに応じて、日本側で発給された適用証明書をご提示下さい。)

日・フィリピン社会保障協定の手続き ～フィリピン年金の申請～

- フィリピンの年金保険期間を有する日本居住者が、フィリピンの年金を請求する場合の流れ



日・フィリピン社会保障協定の手続き ～フィリピン年金の申請～

フィリピン年金受給における留意点

- フィリピンの給付申請（SSS）を行う場合は
「All-Day Access Card」(キャッシュカード)
の口座開設申請書を添付して下さい。

(詳細についてはSSSにお問い合わせ下さい。)

※GSISの給付の受取(ユニオン銀行またはランド銀行の預金口座)に関するご照会につきましては、
直接GSISにお尋ね下さい。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

適用証明書の入手方法

フィリピンから日本への一時派遣者にかかる適用証明書の交付申請については、フィリピンの社会保障機構（SSS）に対して行って下さい。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① フィリピン側での手続き

フィリピンにおける事業主から社会保障機構 (SSS) に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② 日本側での手続き

日本年金機構 (年金事務所) に対して日本制度からの脱退手続きを行って下さい。(その際には、フィリピン側で交付された適用証明書を提示して下さい。)

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

■ 適用証明書(フィリピン側交付分)

PHJP 101

Agreement between the Republic of the Philippines and Japan on Social Security
 社会保障に関するフィリピン共和国と日本国との間の協定

**CERTIFICATE OF CONTINUING COVERAGE UNDER PHILIPPINE APPLICABLE LEGISLATION
 FOR PEOPLE WORKING IN JAPAN**
 日本で就労する者のためのフィリピン法令の適用に関する証明書

I. Member 被保険者: Employed 被用者 Self-employed 自営業者

1. Name (Surname, Given name, Middle initial) 名前 (姓、名、ミドルネームのイニシャル)	
2. Permanent Address in the Philippines フィリピンにおける住所	
3. Date of Birth (DD/MM/YYYY) 生年月日 (日/月/年)	
4. SSS Number / GSIS BP Number フィリピンにおける社会保障番号 (SSS/GSIS)	SSS _____ GSIS _____

II. Place of work in the Philippines フィリピンにおける事業所

1. Name of Employer/Company 雇用者名/事業所名	
2. Address 所在地	

III. Place of work in Japan 日本における事業所

1. Name of Employer/Company 雇用者名/事業所名	
2. Address 所在地	

IV. Certification 証明

In accordance with Article _____ of the Agreement and Article 3 of the Administrative Arrangement, the above named person will remain subject to Philippine legislation for the period from (DD/MM/YYYY) _____ to (DD/MM/YYYY) _____.

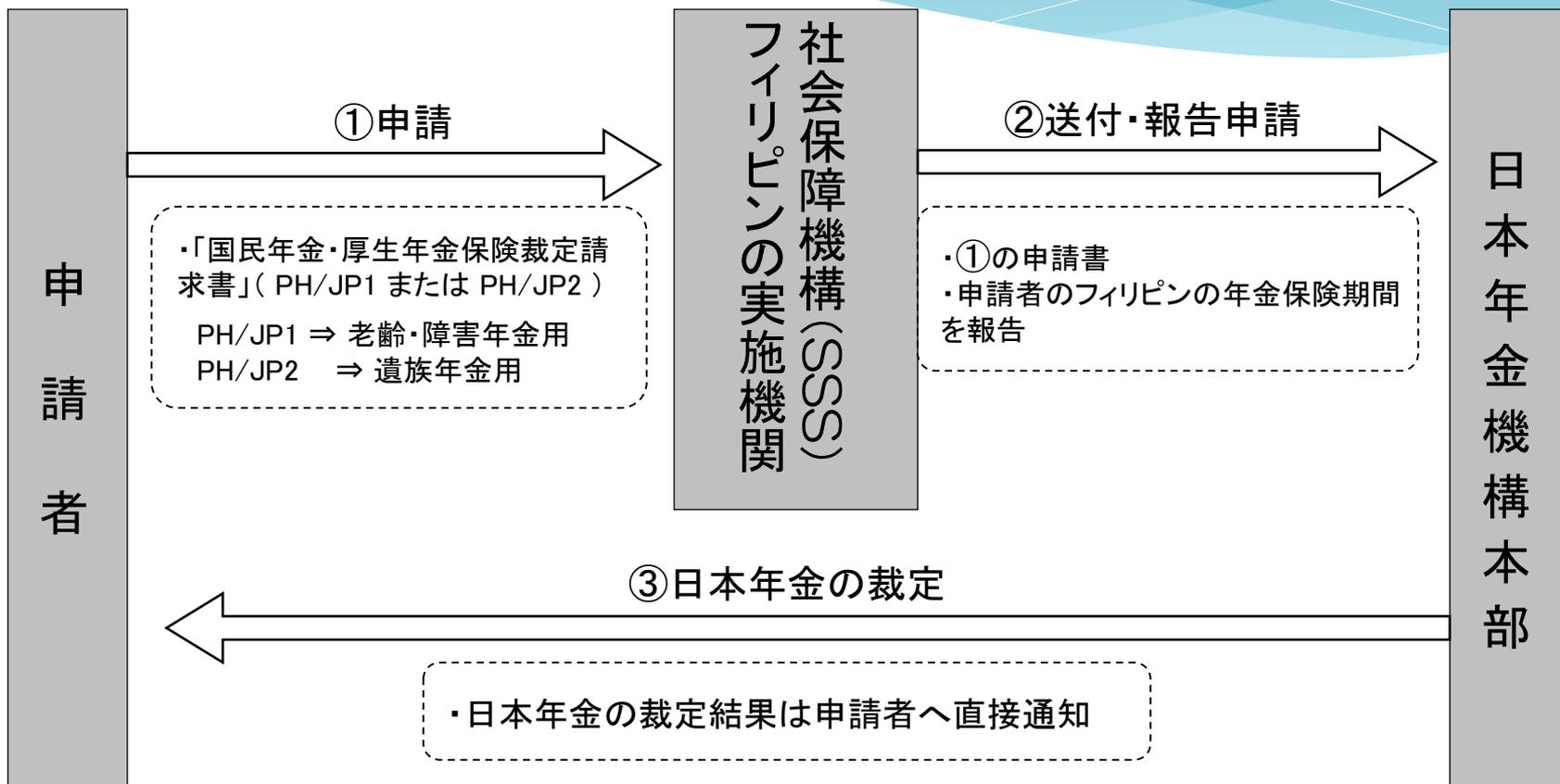
協定第 _____ 条及び行政協定第3条に従い、上記の者は、_____ (日/月/年) から _____ (日/月/年) までの期間、引き続きフィリピン法令の適用を受ける。

V. Competent Institution 実施機関

Name and Address 名称及び住所	
Date (DD/MM/YYYY) 日付 (日/月/年)	Stamp 印
Signature 署名	

日・フィリピン社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するフィリピン居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



日・フィリピン社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

日本年金の申請に当たっての留意点

- **年金の申請**
年金を受給できる年齢になった時点以後に、年金担当窓口へ、裁定請求書に必要書類を添えて、提出してください。
- **年金の支払**
受給権発生日の翌月分から支給されます。
原則、支払は年6回（偶数月）、1回につき2ヶ月分が支給されます。
- **支払の時効**
年金の支払の時効は5年です。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

日本年金機構 Japan Pension Service

検索 ホーム サイトマップ International

日本年金機構について アニュアルレポート(年次報告書) 採用情報

年金に加入している方 年金を懸念している方 事業主の方 年金Q&A 申請・届出様式 全国の相談・手続き窓口 電話での年金相談窓口

トップ > 年金について > 社会保障協定

社会保障協定

4-4-13-5068 更新日: 2013年11月27日 印刷用ページ

社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する意義・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、保険料の掛け捨てになってしまうことがあります。

社会保障協定は、

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- 保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにする（年金加入期間の通算）

ために締結しています。

各国との社会保障協定発効状況

2013年8月現在、社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。日本は17ヶ国と協定を署名済みで、うち14ヶ国分は発効しています。「保険料の二重負担防止」「年金加入期間の通算」は、日本とこれらの国の間のみで有効であることにご注意ください。

(注) イギリス、韓国及びイタリアについては、「保険料の二重負担防止」のみです。

協定が発効済の国	ドイツ カナダ オーストラリア オランダ チェコ イス	イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス オーストラリア スペイン アイルランド ブラジル イス
署名済未発効の国	イタリア インド ハンガリー	

年金用誌集

パンフレット

社会保障教育教材

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- 外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の通訳サービスを利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（www.nenkin.go.jp/international/index）をご覧ください。

フィリピン年金に関する問い合わせ先

社会保障機構 (SSS)

<https://www.sss.gov.ph/> (英語)

《参考》公務員保険機構 (GSIS)

<http://www.gsis.gov.ph/>